

平成 30 年度佐世保市営住宅緊急工事店  
(電気工事店) の募集について

市営住宅管理センター（以下「管理センター」という。）では、佐世保市営住宅の維持管理業務等（電気工事）を緊急に行って頂くため、下記の要領で募集致しますので皆様方のご応募をお願い申し上げます。

□地区及び住宅名

地 区	住宅名
1. 小佐々地区	黒石・小佐々新田・祝ヶ浦・畑崎・小佐々矢岳・神崎古田・西川内 西川内改良・楠ヶ丘・港町・臼の浦・古里・楠泊・塩釜
2. 鹿町地区	橋ノ元・杉谷・船石・シーサイド鹿町・山手浦・山手浦第二・御堂 御堂第二・前加勢・大加勢・神林・鹿町新田・下の原・深江 歌ヶ浦弥生・山手浦第三・歌ヶ浦大坂

□応募区分

応募区分	内 容
電 気	主に電気設備に関する修繕

□ 応募者の条件

(応募者は、次のすべてに該当する者であることが必要です。)

- ① 佐世保市において、平成 29 年度佐世保市建設工事入札参加資格者のうち電気工事又は平成 29 年度佐世保市物品等入札参加資格者に登録をしていること。
- ② 佐世保市内に本社又は本店を設置していること。
- ③ 過去 5 年間に公営住宅等（県営・市町営・雇用促進住宅・公社賃貸住宅・県職員住宅等）の工事及び修繕の元請負実績があること。
- ④ 応募時に佐世保市から指名停止及び指名除外を受けていないこと。
- ⑤ 平日だけでなく、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の夜間等も含め 24 時間、緊急の連絡に対し迅速な対応をして頂きます。  
(正当な理由なく対応がなされない場合は、市営住宅の緊急工事店名簿から除外する場合があります。)
- ⑥ 入居者等から直接連絡された場合に対応ができること。
- ⑦ 登録された地区以外で発生した不具合についても管理センター等の要請に応じて対応ができること。
- ⑧ 工事経費については、原則 15%で対応できること。
- ⑨ 補修等の資材については、管理センター等の指示（市内調達等）に対応できること。
- ⑩ 台風・洪水・地震等の災害発生の恐れがある場合等において、管理センター等からの夜間待機又は調査・仮復旧業務等の依頼に対応できること。

□ 応募にあたっての留意事項

- (1) 緊急工事に登録された場合、各市営住宅の掲示板等に緊急連絡先を掲示して下さい。
- (2) 修繕に際しては、入居者本人と直接連絡を取り調整を図りながら行ってください。  
また、費用負担区分に関する説明も可能な限り行って下さい。
- (3) 入居者等の費用負担となる修繕に関しては、工事店で入居者等に工事費の請求を行って下さい。

- (4) 緊急工事店として登録されても、競争入札の指名等の際に有利に働くものではありません。
- (5) 応募にあたっては、複数地区に応募できます。

□ **応募方法**

- ・ 募集期間：平成 30 年 4 月 16 日（月）～27 日（金）
- ・ 応募方法： 緊急工事店応募書及び添付書類（別紙）を応募期間内に佐世保市営住宅管理センターに持込み又は郵送（当日消印有効）で提出して下さい。

□ **選考方法**

- ① 応募者が多数の場合は、平成 29 年度に佐世保市発注の市営住宅に関する工事及び修繕の請負実績件数の多い業者から決定致します。
- ② 登録が決定した業者にのみ直接通知を行います。

□ **登録期間**

- ・ 登録期間：平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日  
なお、当初募集において定数に満たない地区があった場合は、再募集することとします。  
(前記「応募者の条件」中①の登録を年度途中で外れたり、辞退をする場合は届出を提出して頂きます。)

□ **その他**

工事店が入居者と円滑に工事を行うことができないと管理センター等が判断した場合は、登録を取り消すことがあります。

□ **お問合せ先**

〒857-0052 佐世保市松浦町 5 番 1 号（旧佐世保市中央公民館 1 階）  
電話 0956-25-9625  
佐世保市営住宅管理センター長崎県住宅供給公社 麻川